

令和6年度

八千代市青少年センター

関係資料

八千代市教育委員会

目 次

1	八千代市青少年センターの概要	1
2	令和5年度八千代市青少年センター活動報告	4
3	令和5年度八千代市青少年センター状況報告	5
	(1) 街頭補導	
	(2) 青少年相談	
	(3) 通報運動	
4	令和6年度八千代市青少年センター運営方針	7
5	令和6年度八千代市青少年センタ一年間計画	8
《 資 料 》		
	資料1 八千代市青少年センター設置条例	9
	資料2 八千代市青少年センター設置条例施行規則	11
	資料3 八千代市学校警察連絡委員会会則	14
	資料4 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会会則	16
	資料5 少年非行関連用語の説明	18
	資料6 八千代市青少年センターのあゆみ	20
	資料7 八千代市青少年センター活動状況統計	22

1 八千代市青少年センターの概要

概要

- (1) 設置目的 青少年の非行防止とその健全育成を図ることを目的とする
- (2) 設置主体 八千代市
- (3) 主管部課 八千代市教育委員会指導課
- (4) 設置根拠 八千代市青少年センター設置条例
- (5) 設置年月日 昭和53年4月1日
- (6) 所在地 八千代市大和田138-2
TEL 047-483-2842, 7300
FAX 047-486-3199
- (7) 職員構成 所長 1名
職員 3名 計 4名
- (8) 業務内容
- ① 補導活動
駅・大型店舗・公園・ゲームセンター等を中心に定期的に巡回しながら、不良行為の少年を早期に発見し、現地で必要な注意・助言をすることにより、青少年の事故や非行を未然に防ぐために活動している。
補導には、次のようなものがある。
- ア 中央補導…補導委員・青少年センター職員合同の補導
イ センター補導…青少年センター職員のみの補導
ウ 地区補導…市内9地区に分かれた補導委員による補導
エ 県下一斉広域列車パトロール…京成線、東葉高速線を中心として近隣地域をセンター職員と補導委員が合同で行う補導
オ 県下一斉合同パトロール…県下19市の青少年センターと補導委員が同一日に、補導委員の活動をアピールするために行う補導
カ 京葉地区少年センター合同パトロール…京葉地区少年センター職員、八千代警察署員、青少年センター職員と合同で行う補導

② 青少年相談

青少年の怠学・喫煙・飲酒・家出・家庭内暴力・薬物乱用・生活の乱れ等、青少年の非行防止に関する相談活動をしている。
利用時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。相談の方法は、電話や来所による相談を受けている。

③ 関係諸機関との連絡活動

千葉県八千代警察署・千葉県中央児童相談所・千葉県警察京葉地区少年センター・補導委員・各学校等との情報交換を密にし、事故や非行を未然に防ぐために連絡を取り合う。

④ 情報の収集

関係諸機関との連携を密にし、青少年の事故や非行を未然に防ぐためにお互いに必要な情報の収集を的確に行い、情報の有効活用を図る。

⑤ 広報活動

青少年、特に子どもの不良行為に対して声をかけ、事故や非行を未然に防ぎ、正しく導くために、市の広報・リーフレット等を活用する一方、広報誌を発行するとともに、関係機関等への呼びかけをする。

青少年センター運営協議会

青少年センター運営協議会は、青少年センターの活動を円滑、適切に推進するため、以下の関係者が集まり、青少年センターにおいて行う活動の実施に必要な協議にあたる。年間2回の会議を行う。（7月・2月）

○教育関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3名

○児童福祉関係者・・・・・・・・・・・・・・・・ 4名

○警察関係者・・・・・・・・・・・・・・・・ 1名

○学識経験者・・・・・・・・・・・・・・・・ 1名

○民間有識者・・・・・・・・・・・・・・・・ 2名

計

11名

関係諸団体・委員会等

① 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会

教育委員会から委嘱を受け、青少年センターの実施計画に基づき、青少年の不良行為の早期発見及び非行防止のための街頭補導活動をしている青少年補導委員は、地域における非行状況の情報交換を行い、相互の連絡と親睦を図るため「連絡協議会」を組織し、市内9地区ごとに班編成を行い、活動している。

《主な活動》

- ・補導計画、補導報告
- ・総会(5月)
- ・代議員会
- ・地域懇談会
- ・県下一斉広域列車パトロール
- ・県下一斉合同パトロール
- ・夏祭りパトロール
- ・県補連総会、県補導(委)員大会
- ・船橋ブロック会議、隣接地域補導関係者連絡会
- ・全体研修会

② 学校警察連絡委員会

児童生徒の非行防止及び交通安全等について、学校と警察、その他の関係機関が連携協議し、その健全育成を期することを目的とする。委員は、警察関係者及び管内小学校長・中学校長・義務教育学校長・高等学校長・特別支援学校長と各校の生徒指導主任(主事)で組織されている。

《主な活動》

- ・委員会(年1回)、幹事会(年2回)
- ・地区学校警察連絡委員会(前期・後期年2回)
- ・ふるさと親子祭パトロール
- ・中学校・義務教育学校(後期課程)・高等学校・特別支援学校合同パトロール(年3回)
- ・小学校・義務教育学校(前期課程)地区別パトロール(8地区 年3回)

③ その他

- ・近隣市協議会(千葉市、習志野市、八千代市)
- ・葛南地域生徒指導行政担当者協議会

2 令和5年度八千代市青少年センター活動報告

《常時活動》 街頭補導活動（中央・地区・センター）
青少年相談、登下校指導、環境浄化活動

- 4月
・登校パトロール、入学式パトロール
・千葉県青少年補導センター所長会議
・第1回千葉県青少年補導センター連絡協議会
・八千代市学校警察連絡委員会
- 5月
・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会
・第2回千葉県青少年補導センター連絡協議会「総会」
・地区学校警察連絡委員会（前期7地区各1回 5月～6月）
- 6月
・千葉県青少年補導員代議員総会
- 7月
・中義高特合同パトロール①
・第1回八千代市青少年センター運営協議会
・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会
・「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載
・県下一斉合同パトロール
・京葉地区少年センター合同パトロール①
・小学校地区別パトロール①
- 8月
・八千代ふるさと親子祭りパトロール
- 9月
・登校パトロール
・第2回八千代市学校警察連絡委員会
・地区学校警察連絡委員会（後期7地区各1回 9～10月）及び地域懇談会
・千葉県青少年補導(委)員大会
- 10月
・県下一斉広域列車パトロール〈京成線・東葉高速線〉（10月）
- 12月
・中義高特合同パトロール②
・小学校地区別パトロール② 「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載
・京葉地区少年センター合同パトロール②
- 1月
・登校パトロール
・千葉県青少年補導センター職員合同研修会
・船橋・八千代隣接地域補導関係者連絡会
- 2月
・第2回八千代市青少年センター運営協議会 ※降雪による天候不順の為3月19日に変更
・船橋地区ブロック会議
・第3回千葉県青少年補導センター連絡協議会
・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会
- 3月
・「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載
・中義高特合同パトロール③
・小学校地区別パトロール③
・京葉地区少年センター合同パトロール③
・卒業式パトロール
・第2回八千代市青少年センター運営協議会
- その他
*葛南地域生徒指導行政担当者協議会
*3市合同情報交換会（事務局：八千代市）※9月、3月
*要保護児童対策地域協議会
*八千代市青少年センター補導委員連絡協議会代議員会 広報部会
*八千代市青少年センター補導委員連絡協議会広報紙「八補連だより」発行（11月発行）
*八千代市青少年センター補導委員連絡協議会広報紙「かけはし」発行（3月発行）

令和5年度八千代市青少年センター状況報告

(令和5年4月1日～令和6年3月末日)

1 街頭補導

(1) 街頭補導の実施状況

項目 時間帯	実施回数	従事者数	補導少年数
午前	135	355	37
午後	175	544	21
薄暮	21	61	27
夜間	9	27	0
計	340	987	85

※市立義務教育学校の件数は
前期課程を「中学校」、後期
課程を「小学校」に加える。

(2) 補導少年の行為・場所別状況

場所 行為	店舗	駅前・駅構内	ゲームセンター	路上	公園	公共施設	その他	計
怠学	25	0	0	0	2	0	0	27
喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0
飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	23	0	10	12	5	0	8	58
計	48	0	10	12	7	0	8	85

(3) 補導少年の行為・学職別状況

学職別 行為	学 生								有職年		無職年		計	
	小学生		中学生		高校生		その他							
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
怠学	1	0	2	0	10	14	0	0	0	0	0	13	14	27
喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車の二人乗り	0	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	7	0	7
二人乗り以外の 自転車等危険行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
迷惑行為	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13
帰宅指導	0	0	0	5	5	5	0	0	0	0	0	5	10	15
その他	6	2	0	6	6	3	0	0	0	0	0	12	11	23
計	7	2	18	11	25	22	0	0	0	0	0	50	35	85

(4) 補導少年の居住地・学職・男女別状況

学職別 行為	学 生								有職年		無職年		計	
	小学生		中学生		高校生		その他							
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
市内	7	2	18	11	25	22	0	0	0	0	0	50	35	85
市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	2	18	11	25	22	0	0	0	0	0	50	35	85

2 青少年相談

(1) 相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規受付	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
継続件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
総 数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3

(2) 学職別相談内容

学職別 行為	学 生								有 少 年	無 少 年	計				
	小學生		中學生		高校生		その他								
	男	女	男	女	男	女	男	女			男	女	計		
生活の乱れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
家庭内暴力	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
家出・無断外泊	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
計	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0		

3 通報運動

(1) 通報件数

通 報 経 路	青少年センターへの通報				直接警察 への通報 (110番台)	消防署へ の通報	計
	小学校	中学校	高 校	その他の通報			
	55	32	5	18			
件 数	110		561		0	0	671

(2) 月別通報件数

月 通報先	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	青少年センターへ	生活安全課へ	1.10番通報	消防署へ	計								
青少年センターへ	9	11	12	9	3	9	18	11	3	7	9	9	110
生活安全課へ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1.10番通報	71	62	52	85	44	36	65	37	26	30	20	33	561
消防署へ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	80	73	64	94	47	45	83	48	29	37	29	42	671

(3) 通報の主な内容

内容 通報先	不痴 純漢 異・ 性 交 遊	飲 酒	喫 煙	窃 盜 行 為	た む ろ	つけ 火・ 火 遊 び	暴 行・ 傷 害	暴 走 行 為	怠 学・ 怠 業	空 家等 無 断へ の侵 入	そ の 他	計
	センター	その他	計									
センター	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	107	110
その他	0	12	103	0	0	0	0	0	15	0	431	561
計	0	12	103	0	0	1	0	1	15	1	538	671

行為者など、その他の不審電話の主な行為として、迷惑行為等があります。

4 令和6年度八千代市青少年センター運営方針

1 基本方針

青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関等と連携し、補導活動、相談業務、資料の収集、整備、広報活動を推進する。

2 重点目標

- (1) 関係学校、警察、八千代市青少年センター補導委員連絡協議会（八補連）、地域住民からの通報等を把握し、状況に応じた補導活動を実施する。
- (2) 八千代市学校警察連絡委員会（学警連）及び八補連の活動を通じて、青少年の非行防止及び健全育成に努める。
- (3) 関係学校、警察、関係機関等と情報を共有し、青少年のSNSトラブル未然防止の広報活動を行う。

3 具体的方策

- (1) 関係学校、警察、補導委員からの情報、地域住民の通報等を受けて、登下校時の現場周辺の見守りや警察にパトロールを依頼する等、子どもの安全・安心を第一に考えた具体的な補導活動計画に反映する。
- (2) 関係学校の教員や警察官との合同パトロールや補導委員との合同パトロールを計画的に実施する。
- (3) 青少年センター運営協議会、学校警察連絡委員会を柱として、学校、警察、県市の関係機関、関係団体等と定期的に情報交換の場を設け、地域の青少年問題を把握する。
- (4) 事案発生時には、関係機関の協力や指導助言を得て、速やかな解決に向けた連絡調整を行う。なお、ネットトラブルについては、千葉県生活環境部県民生活課や警察との連携を密にし、事案の解決に向けて当該校への適切な助言ができるよう努める。
- (5) 警察、市内の高等学校、教育センター、青少年センターが連携し、タブレットを用いた参加型の「ネット安全教室」を開催し、ネットトラブルの未然防止を啓発する。

5 令和6年度八千代市青少年センター一年間計画

月	セントラル活動（補導・相談）	学校警察連絡委員会	青少年センター補導委員連絡協議会	会議・研修など	広報活動・その他
4	【常時活動】 ①街頭補導 ・中央補導 ・地区補導 ②青少年相談 ③登下校指導 ④環境浄化活動	・学警連委員会 ・地区学警連 (前期：6月)	・千葉県青少年補導員連絡協議会理事会 ・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会 ・千葉県青少年連絡協議会代議員総会 ・中義高特合同パトロール ・小学校(義)地区別パトロール ・夏休みのしおり作成、配付 ・ふるさと親子祭パトロール	・生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・千葉県青少年補導センター連絡協議会 ・生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・千葉県青少年補導センター連絡協議会総会 ・市町村青少年行政主管課長会議	※広報紙フロンティアを発行
5			・夏祭りパトロール ・県下一者合同パトロール（予定） （後期 9～10月）	・生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・青少年センター運営協議会	・「広報やちよ」に非行防止の記事掲載
6			・夏祭りパトロール ・千葉県青少年補導員連絡協議会理事会 ・青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会 ・ふるさと親子祭パトロール		
7			・夏祭りパトロール ・県下一者合同パトロール（予定） （後期 9～10月）	・生徒指導行政担当者協議会<船橋市>	
8	※8月 ・「ふるさと親子まつり パトロール」 ※7月、12月、3月 京葉地区少年センター 合同パトロール	・学警連委員会 ・地区学警連 （後期 9～10月）	・広報誌「八補連だより」2号発行 ・県下一者広域列車パトロール（10～11月） (京成線、東葉高速線) ・地域懇談会（地区学警連と合同で実施）	・生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・千葉県青少年補導委員連絡協議会理事会 ・中義高特合同パトロール ・小学校(義)地区別パトロール ・冬休みのしおり作成、配付	・「広報やちよ」に非行防止の記事掲載
9			・千葉県青少年補導委員大会 ・補導委員募集に係るパンフレット發行	・生徒指導行政担当者協議会<市川市> ・センターワーク員合同研修会	
10			・船橋・八千代隣接地域補導関係者連絡会	・生徒指導行政担当者協議会<船橋市>	
11				・船橋地区ブロック補導(委)員研修会 ・千葉県青少年補導委員連絡協議会理事会 ・青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会	・青少年センター運営協議会 ・千葉県青少年補導センター連絡協議会
12			・広報紙「かけはし」90号発行 ・春休みのしおり作成、配付	・青少年センター補導委員大会 ・青少年センター運営協議会	・「広報やちよ」に非行防止の記事掲載
1					
2					
3					

八千代市青少年センター設置条例

昭和53年3月31日

(条例第2号)

改正 平成5年3月16日教委規則第14号 平成7年9月26日教委規則第11号
平成18年3月28日教委規則第11号

(設置)

第1条 本市は、青少年の非行防止とその健全育成を図るため、八千代市青少年センター（以下「青少年センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代市青少年センター	八千代市大和田138番地2

(平5条例14・平7条例11・平18条例18・一部改正)

(業務)

第3条 青少年センターは、次の業務を行う。

- (1) 青少年の補導に関すること。
- (2) 青少年の相談に関すること。
- (3) 家庭、学校、職場、警察その他関係機関への連絡に関すること。
- (4) 青少年問題に関する資料の収集及び整備に関すること。
- (5) 非行防止の広報に関すること。

(職員)

第4条 青少年センターに所長その他必要な職員を置く。

(協議会の設置)

第5条 青少年センターに八千代市青少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の委員の定数及び任期)

第6条 協議会は、委員11人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから八千代市教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 民間有識者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、八千代市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第14号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第11号）

この条例は、平成7年10月16日から施行する。

附 則（平成18年条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

八千代市青少年センター設置条例施行規則

昭和53年3月31日

(教委規則第3号)

改正	昭和56年3月30日教委規則第3号 昭和63年3月30日教委規則第8号 平成11年3月30日教委規則第8号 平成13年3月30日教委規則第7号 平成20年3月31日教委規則第7号	昭和60年3月28日教委規則第5号 平成10年3月26日教委規則第7号 平成11年9月28日教委規則第20号 平成18年3月30日教委規則第3号 平成30年3月28日教委規則第1号
----	---	--

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市青少年センター設置条例(昭和53年八千代市条例第2号。以下「条例」という。)第7条の規定により、その施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 八千代市青少年センター(以下「青少年センター」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年センターの運営方針の樹立に関すること。
- (2) 条例第3条に掲げる業務に関すること。
- (3) 青少年センターの管理に関すること。
- (4) 八千代市青少年センター運営協議会(以下「協議会」という。)に関すること。
- (5) 青少年センターの庶務に関すること。

(職制)

第3条 青少年センターに所長を置き、必要があるときは、補佐を置くことができる。

2 所長は、青少年センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 補佐は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。
(昭60教委規則5・追加、平11教委規則20・一部改正)

(職員の職及び職務)

第4条 条例第4条の規定により青少年センターに置かれる職員は、事務職員とし、その職及び職務は、次表に掲げるとおりとする。

職 員	職	職 務
事務職員	主 査	上司の命を受け、その担任事務を処理する。
	主任指導員	上司の命を受け、青少年の指導に従事する。
	主査補	上司の命を受け、事務に従事する。
	指導員	上司の命を受け、青少年の指導に従事する。
	主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	主 事	上司の命を受け、事務に従事する。

(昭60教委規則5・旧第3条繰下、昭63教委規則8・平10教委規則7・平11教委規則8・平13教委規則7・平18教委規則3・平20教委規則7・平30教委規則1一部改正)

(委員長)

第5条 協議会にその委員の互選による委員長1人を置く。

2 委員長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある場合又は欠けた場合は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

（昭60教委規則5・旧第4条線下）

(定足数及び議決)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

ただし、同一の事項につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（昭60教委規則5・旧第5条線下）

(補導委員)

第7条 条例第3条第1号及び第3号の業務を行うため、八千代市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

2 補導委員は、次の各号に掲げる者のうちから八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 八千代市青少年補導員

(2) 民間有識者

3 補導委員の定数は、180人以内とする。

4 補導委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（昭60教委規則5・旧第6条線下）

(補導相談員)

第8条 条例第3条第1号及び第2号の業務を行うため、必要があるときは、八千代市補導相談員（以下「補導相談員」という。）を置くことができる。

2 補導相談員は、青少年に関する識見を有し、かつ、補導及び相談の技術を修得している者のうちから教育委員会が委嘱する。

（昭56教委規則3・追加、昭60教委規則5・旧第7条線下）

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（昭56教委規則3・旧第7条線下、昭60教委規則5・旧第8条線下）

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年教委規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年教委規則第5号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第8号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第20号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

一資料3一

八千代市学校警察連絡委員会会則

(名称)

第1条 本会は、八千代市学校警察連絡委員会と称する。

(事務局の所在)

第2条 本会の事務局を、八千代市青少年センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、児童生徒の非行防止及び交通安全等について、学校と警察、その他の関係機関が連絡協議し、その健全育成を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため下記の事業を行う。

- (1)学校と警察等、関係機関との連携に関する事業
- (2)児童生徒の非行防止の啓発に関する事業
- (3)児童生徒の交通事故防止の啓発に関する事業
- (4)その他、本会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)八千代警察署員
- (2)管内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び生徒指導主任
- (3)関係機関職員

2 地区に地区学校警察連絡委員会（以下「地区学警連」という。）を置く。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 2名
- (3)幹事 若干名
- (4)相談役 若干名

(役員の選任)

第7条 役員は、会議において選任する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 幹事は委員長が指名し、会議の承認を得て選任する。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務の内容)

第9条 役員の職務は、委員長は、本会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、委員長の命を受け、会議の運営を行う。

4 相談役は、会の運営及び事業等に関し、委員長の求めにより、助言を行う。

(会議)

第 10 条 会議は委員長が招集する。

2 議長は、委員の中から選出し、会議を進行する。

3 会議及び地区学警連は年間計画に基づいて開催する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

(会議の役割)

第 11 条 委員の議決事項は下記のとおりとする。

(1)事業計画の承認

(2)会則の改廃に関する事項

(3)その他、委員長が必要と認めた事項

(補導員証)

第 12 条 委員には、補導員証を貸与する。

2 委員が、補導の任にあたるときは補導員証を携行し、必要に応じて本証明書を提示しなければならない。

3 委員の任を離れたときは、補導員証を返還しなければならない。

(守秘義務)

第 13 条 委員がその職務で知り得た情報は、外部に漏らしてはならない。委員の任を離れたあとも同様とする。

(委任)

第 14 条 この会則に定めるものの他、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、昭和 59 年 5 月 22 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 23 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 21 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 28 日より施行する。

八千代市青少年センター補導委員連絡協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、八千代市青少年センター補導委員連絡協議会と称し、事務局を八千代市青少年センター内におく。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、八千代市青少年補導委員がこの会を通じ、相互の連絡と親睦を図り、地域青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 補導委員相互の連絡
- (2) 青少年の補導活動及び育成機関に対する協力
- (3) 補導活動及び青少年問題に関する研さん
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織及び役員

第4条 本会は、八千代市青少年補導委員をもって構成する。

第5条 本会に次の役員をおき、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 会長1名、副会長2名、書記1名、会計2名、監査2名、行事担当理事1名
 - 2 顧問及び参与を若干名おくことができる。
- 第6条 会長、副会長、書記、会計、監査、行事担当理事は代議員の互選とする。
- 2 代議員は、各地区の補導委員班長より1名選出する。
 - 3 顧問は会長が指名し、参与は青少年センター職員とする。
 - 4 会計1名は、青少年センター職員とすることができる。

第4章 運 営

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、会長の命をうけ、会務を担当する。
- 4 会計は、会長の命をうけ、経理を担当する。
- 5 監査は、本会の経理を監査する。
- 6 行事担当理事は、会長の命をうけ、行事を担当する。
- 7 代議員は、代議員会を構成し会務を司る。ただし、代議員が出席できない場合は、代行者を出席させることができる。
- 8 議長は、委員の中から選出することができる。

第8条 本会の会議は総会及び代議員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 代議員会は、会長が必要と認めた時、臨時に招集することができる。
- 4 会議は、構成員の過半数をもって成立する。
- 5 会議の決定は、出席者の過半数をもって決める。

第9条 本会に専門部を置くことができる。

第10条 本会の経費は、会費及び県市交付金をもってあてる。

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31に終わる。

附 則

この会則は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月2日から施行する。

慶弔規程

第1条 本会の会員（顧問、参与を含む）の慶弔に関する取扱いは規定による。

第2条 会員については、次の基準により弔慰金をおくる。

会員の死亡 5,000円

第3条 その他の場合で必要と認められたときは役員が協議して決定する。

附 則

この会則は、平成4年4月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月2日から施行する。

少年非行関連用語の説明

- 少年……………20歳に満たない者
- 特定少年…………18歳以上の少年
- 犯罪少年…………罪を犯した少年
- 触法少年…………14歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした少年
- ぐ犯少年…………保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあることなど、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
- 非行少年…………犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
- 不良行為少年…………非行少年(犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年)には該当しないが飲酒・喫煙・深夜徘徊等の不良行為をしている少年
- 刑法犯…………刑法の罪を犯したもの
- 交通業過…………刑法犯のうち、交通事故による業務上過失致死傷罪
- 特別法犯…………毒物及び麻薬取締法、外国人登録法、銃砲刀剣類所持等取締法など刑法以外の法令の罪を犯したもの(交通法令を除く)
- 凶悪犯…………殺人、強盗、放火、強姦
- 粗暴犯…………恐喝、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合
- 知能犯…………詐欺、横領、偽造
- 刑法犯少年…………刑法(交通業過を除く)に触れる行為をした少年
- 特別法犯少年…………刑法以外の特別法令(交通法令を除く)に触れる行為をした少年
- 児童相談所…………児童に関する諸問題の相談を受け付け、必要により専門的な調査や医療的、心理学的、教育学的、社会学的および精神保健上の判定を行った後、個々の児童や保護者への指導を行う
- 少年鑑別所…………家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための施設
- 少年院…………家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として、矯正教育を行う施設
- 児童養護施設…………保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童(前記いずれも乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保、その他の理由により特に必要な場合には含む)を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設
- 自立援助ホーム…………なんらかの理由によって、家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった、原則として15歳から20歳までの青少年に暮らしの場を与える施設

- SNS……………Social Networking Serviceの略。広義には、社会的ネットワークの構築ができるサービス。ブログや電子掲示板が含まれる。狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制サービス」と定義され、その主目的は個人間のコミュニケーションにある
- Twitter…………140文字以内で「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービスで、ツイッター社によって提供されている。ツイッター社自身は、「社会的な要素を備えたコミュニケーションネットワーク」であると規定し、SNSではないとしている
- LINE……………IT企業NHN日本法人、LINE株式会社が提供するスマートフォンやパソコンに対応した、インターネット電話やテキストチャットなどの機能を有するインスタントメッセンジャー。利用者が相互に本アプリケーションをインストールしておけば、通信キャリアや端末を問わずに複数人のグループ通話を含む音声通信やチャットが可能である
- Instagram…………スマートフォンで写真や動画を簡単にシェアすることができるアプリやサービス。SNS機能によって、自分の写真や動画を他人とシェアするためには、ユーザー個々を識別し、同サービスにログインするための「アカウント」が必要となる。通常の投稿とは別に、24時間限定で公開でき、自動的に削除される投稿やライブ配信も可能な「ストーリーズ」という機能もある。

－資料 6－

八千代市青少年センターのあゆみ

- 昭和53年4月 青少年センター発足 青少年センター設置条例・施行規則制定
初代所長 岩崎 弘（他3名）
所在地：八千代市大和田新田312番地の5（本庁 教育委員会内）
- 昭和53年6月 青少年センター補導委員173名 教育委員会より委嘱（任期2年）
- 昭和53年7月 青少年センター運営協議会委員11名 教育委員会より委嘱（任期2年）
八千代市青少年センター補導委員連絡協議会発足
- 昭和54年3月 補導委員より「かけはし」創刊号発行
- 昭和55年4月 第2期補導委員157名委嘱
- 昭和55年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和57年4月 第3期補導委員160名委嘱
- 昭和57年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和58年4月 第2代所長 藤井 秀一（他3名）
- 昭和58年6月 愛の一聲・通報運動開始
- 昭和59年4月 第4期補導委員161名委嘱
- 昭和59年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和60年4月 第3代所長 佐久間 真司（他4名）
- 昭和61年4月 第5期補導委員148名委嘱
- 昭和61年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和61年4月 善行賞開始
- 昭和62年4月 第4代所長 末吉 重夫（他4名）
- 昭和63年4月 第6期補導委員122名委嘱
- 昭和63年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成元年4月 第5代所長 越川 久治（他4名）
- 平成2年4月 第6代所長 磯貝 謙吾（他4名）
- 平成2年4月 第7期補導委員125名委嘱
- 平成2年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成3年11月 第7代所長 鈴木 重男（他4名）
- 平成4年4月 第8代所長 伊藤 勇毅（他4名）
- 平成4年4月 第8期補導委員142名委嘱
- 平成4年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成4年10月 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会15周年記念事業
- 平成5年4月 第9代所長 金子 黙武（他3名）
- 平成5年5月 事務所所在地変更
所在地：八千代市ゆりのき台4丁目5番地2 1棟2402号室
- 平成6年4月 第9期補導委員136名委嘱
- 平成6年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成7年10月 事務所所在地変更
所在地：八千代市萱田町596番地の5
- 平成8年4月 第10代所長 武田 栄三（他3名）
- 平成8年4月 第10期補導委員139名委嘱
- 平成8年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成8年 「地域懇親会」の開催

- 平成10年4月 第11期補導委員152名委嘱
- 平成10年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成10年10月 青少年センターだより「フロンティア」発行
- 平成12年4月 第12期補導委員132名委嘱
- 平成12年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成14年4月 第11代所長 矢口 孝（他3名）
- 平成14年4月 第13期補導委員124名委嘱
- 平成14年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成15年4月 第12代所長 武森 公夫（他3名）
- 平成16年4月 第14期補導委員132名委嘱
- 平成16年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成17年4月 第13代所長 田中 典夫（他3名）
- 平成18年4月 事務所所在地変更
所在地：八千代市大和田138番地2
- 平成18年4月 第15期補導委員128名委嘱
- 平成18年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成19年4月 第14代所長 海野 鉄多郎（他3名）
- 平成20年4月 第16期補導委員124名委嘱
- 平成20年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成22年4月 第15代所長 麻生 秀樹（他3名）
- 平成22年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成22年5月 第17期補導委員124名委嘱
- 平成23年4月 第16代所長 仁井山 久夫（他3名）
- 平成24年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成24年5月 第18期補導委員127名委嘱
- 平成26年4月 第17代所長 渡邊 敏雄（他3名）
- 平成26年5月 第19期補導委員123名委嘱
- 平成26年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成27年4月 第18代所長 斎藤 新一（他3名）
- 平成28年5月 第20期補導委員123名委嘱
- 平成28年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成30年4月 第19代所長 片波見 昌浩（他3名）
- 平成30年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成30年5月 第21期補導委員128名委嘱
- 令和2年4月 第22期補導委員130名委嘱
- 令和2年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 令和3年4月 第20代所長 清水 敦史（他3名）
- 令和4年4月 第23期補導委員126名委嘱
- 令和4年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 令和5年4月 第21代所長 丹治 貴史（他3名）
- 令和6年4月 第24期補導委員120名委嘱

-資料7- 八千代市青少年センター活動状況統計

(1) 青少年センター街頭補導状況統計（平成5年度～令和5年度）

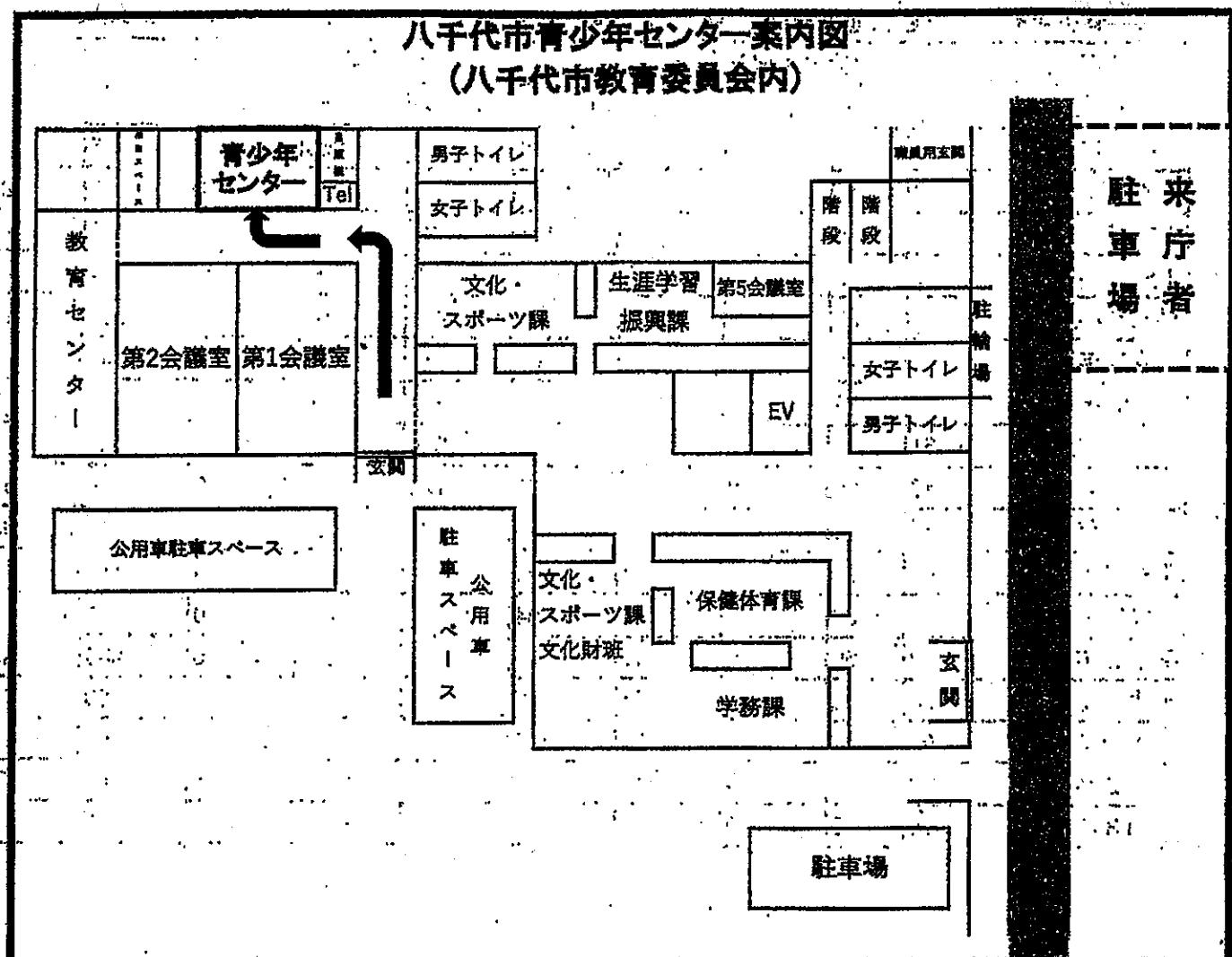
年 度	実施回数	補導従事者数	補導少年数
平成5年度	328	1,164	155
平成6年度	376	1,370	99
平成7年度	350	1,186	91
平成8年度	353	1,437	172
平成9年度	308	1,301	179
平成10年度	324	1,346	188
平成11年度	298	1,295	101
平成12年度	283	1,291	120
平成13年度	276	1,303	72
平成14年度	294	1,292	111
平成15年度	262	1,431	109
平成16年度	297	1,792	140
平成17年度	259	1,409	53
平成18年度	278	1,609	105
平成19年度	327	1,682	199
平成20年度	271	1,489	187
平成21年度	286	1,672	210
平成22年度	300	1,507	289
平成23年度	377	2,013	332
平成24年度	387	2,103	391
平成25年度	496	1,989	333
平成26年度	309	1,507	315
平成27年度	320	1,225	212
平成28年度	337	1,166	174
平成29年度	400	1,394	209
平成30年度	407	1,331	157
令和元年度	361	1,127	56
令和2年度	233	573	37
令和3年度	477	1,157	25
令和4年度	412	1,063	34
令和5年度	340	987	85

(2) 青少年健全育成通報運動統計（平成17年度～令和5年度）

※H30以降生活安全課への通報を110番通報と合算

経路	青少年センター					八千代警察		消防署	小計	合計
	小学校	中学校	高等学校	その他	小計	110番通報	生活安全課			
平成17年度	23	16	6	14	59	209	265	1	475	534
平成18年度	30	15	13	20	78	148	201	1	350	428
平成19年度	47	35	8	31	121	230	60	0	290	411
平成20年度	40	23	6	9	78	83	291	0	374	452
平成21年度	28	24	5	6	63	279	69	0	348	411
平成22年度	42	12	7	1	62	278	252	0	530	592
平成23年度	24	23	7	15	69	398	406	0	804	873
平成24年度	51	86	12	41	190	234	387	0	621	811
平成25年度	46	66	8	51	171	122	224	0	346	517
平成26年度	54	71	9	57	191	33	162	0	195	386
平成27年度	69	52	4	27	152	15	165	0	180	332
平成28年度	55	60	8	41	164	78	133	0	211	375
平成29年度	62	60	3	47	172	141	139	0	280	452
平成30年度	85	44	10	31	170	369	—	0	369	539
令和元年度	66	47	6	12	131	396	—	0	396	527
令和2年度	72	41	4	17	134	404	—	0	404	538
令和3年度	46	36	0	19	101	551	—	0	551	652
令和4年度	40	40	2	18	100	746	—	0	746	846
令和5年度	55	32	5	18	110	561	—	0	561	671

八千代市青少年センター案内図
(八千代市教育委員会内)



※2階は教育長室、教育委員室、教育総務課、指導課
※会議室の予約、管理、その他の問い合わせは2階の教育総務課

八千代市青少年センター

〒276-0045

八千代市大和田138-2

【TEL】047-483-2842・7300

【FAX】047-486-3199

令和6年度

第1回八千代市青少年センター運営協議会

日時：令和6年7月4日（木）

午前10時00分～午前11時30分

会場：八千代市教育委員会庁舎 2階大会議室

～会次第～

- 1 委嘱状交付
- 2 開会
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 報告・協議
 - (1) 令和5年度 活動報告について
 - (2) 令和6年度 活動計画について
 - (3) 青少年センターの目標達成に向けた具体的方策について
 - (4) その他
- 6 閉会

令和6年度第1回八千代市青少年センター運営協議会座席表

日 時／ 令和6年7月4日(木)
午前10:00～午前11:30
場 所／ 市教委2階 大会議室

演 台 (議 長)

弓削田委員
櫻井委員
荻野委員
清宮委員
落合委員
福嶋委員

山本委員
種村委員
橋本委員
菊地委員
松本委員

出入口

指導課長	教育長	教育次長	青少年センター所長
------	-----	------	-----------

播木主事	古谷主査補	武田主任指導員
------	-------	---------

傍聴人席



R6

・八千代市青少年センター関係資料（両面13枚）	260円
・式次第（片面1枚）	10円
・委員名簿（片面1枚）	10円
・当日資料	40円

<内訳>

(表紙)（片面1枚）	10円
①青少年センターだより	
<フロンティア1号>（両面2枚）	20円
②夏休みのしおり（※公的機関にも配布するため無料）	
③広報やちよ（片面1枚）	10円
④「かけはし」（※公的機関にも配布するので無料）	

計 320円

令6年度八千代市青少年センター運営協議会委員名簿

No.	区分	氏名	役職名
1	教育関係者	山本 正義	八千代市立大和田小学校長
2		種村 保	八千代市立八千代中学校長
3		橋本 尚美	千葉県立八千代西高等学校長
4	児童福祉関係者	菊地 由紀子	千葉県中央児童相談所上席児童福祉司 兼グループリーダー
5		松本 亮二	八千代市子ども部子ども福祉課 子ども相談センター所長
6		弓削田 キク子	八千代市民生委員児童委員協議会連合会副会長
7		櫻井 和彦	八千代地区保護司
8		荻野 信治	千葉県八千代警察署生活安全課長
9	警察関係者	清宮 均	八千代市青少年相談員連絡協議会相談役
10	民間有識者	落合 啓子	八千代市青少年センター補導委員連絡協議会会长
11		福嶋 陽平	八千代市PTA連絡協議会 (高津小学校PTA会長)

第1回 八千代市青少年センター運営協議会

青少年センター資料

(1) 青少年センターだより

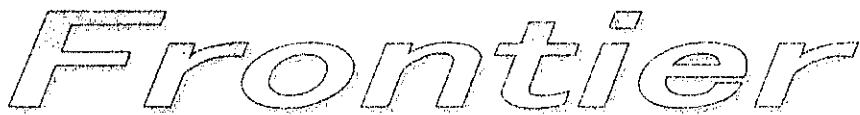
「Frontier」 R6. 第1号

(2) 夏休みのしおり

(3) 広報やちよ(R5 7.15号 12.15号 R6 3.15号)

(4) 八補連だより 「かけはし」

八千代市青少年センターだより



令和6年度第1号
令和6年5月20日発行
八千代市青少年センター
〒276-0045
八千代市大和田138-2
tel(047-483-7300)

今年度、八千代市青少年センター補導委員として120名の方にご協力をいただけました。その120名のお力添えで、八千代市内にいる約2万人の青少年の健全育成を見守ってまいります。街で腕に緑色の腕章をつけた補導委員を見かけましたら、あたたかな声掛けをお願いいたします。

関係の皆様におかれましては、今年度も、青少年センター、学校警察連絡委員会、補導委員連絡協議会の活動に御理解、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

【学校警察連絡委員会について】

4月25日（木）、八千代市市民会館において「令和6年度 学校警察連絡委員会」が開催されました。昨年度までは年間2回行われておりましたが、今年度から、働き方改革の一環といたしまして、1回にまとめて行われました。

学校警察連絡委員会は、児童生徒の非行防止及び交通安全等について、学校と警察、関係機関との連携を密にしながら、その健全育成を図るため、次の活動を行います。

- (1) 学校と警察、関係機関の連携に関するこ
- (2) 児童生徒の非行防止及び交通事故防止の啓発に関するこ
- (3) 学校・家庭・地域等との連携に関するこ
- (4) 委員研修に関するこ

今年度の活動方針や新役員の承認が得られましたので、以下のとおりお知らせいたします。

【令和6年度八千代市学校警察連絡委員会役員】

○委員長	平山 昌広	(八千代市立村上中学校 校長)
○副委員長	橋本 尚美	(千葉県立八千代西高等学校 校長)
	山本 将秀	(八千代市立勝田台小学校 校長)
○相談役	松本 和浩	(千葉県八千代警察署 署長)
	小林 伸夫	(八千代市教育委員会 教育長)
	高原 敬介	(八千代市教育委員会 教育次長)
	荻野 信治	(千葉県八千代警察署 生活安全課長)
	田村 利博	(千葉県八千代警察署 交通課長)
○幹事	鎌田 吉尚	(八千代市立西高津小学校)
	細木 優太郎	(八千代市立萱田南小学校)
	三宮 圭司	(八千代市立萱田中学校)
	大瀧 友輔	(八千代市立阿蘇米本学園)
	永田 泰三	(私立千葉英和高等学校)

「主な活動予定」

- ・地区学警連 6月、10月
- ・中学校義務教育学校高等学校特別支援学校合同パトロール 7/2, 12/10, 3/4
- ・小学校義務教育学校地区別パトロール 7月中旬、12月中旬、3月中旬

八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会について

5月2日（木）、八千代市市民会館において「令和6年度八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会」が開催されました。

総会に先立ち、「永年従事者表彰」「功労者表彰」を行いました。「永年従事者表彰」は補導委員として15年以上従事されて退任された方、また20年以上従事されている方で功績のあった方に贈呈されるものです。八千代市長服部友則様から6名の補導委員に対して表彰状と記念品が授与されました。次に「功労者表彰」は補導委員として8年以上従事されている方で、功績のあった方に贈呈されるものです。八千代市教育委員会教育長小林様から6名の補導委員に対して表彰状と記念品が授与されました。受賞された12名の補導委員の皆様の長きにわたる御協力に改めて感謝しております。

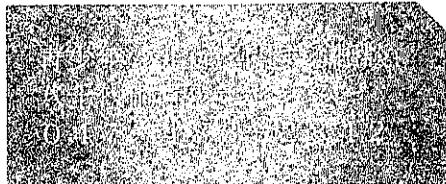


街頭補導状況報告

【令和6年4月1日～令和6年4月30日】

1 実施状況

項目 時間帯	実施回数	従事者数	補導少年数
午前	13	26	0
午後	0	0	0
薄暮	0	0	0
夜間	0	0	0
計	13	26	0



2 補導内容

行為	校種・有職無職・男女	計
急学		0
喫煙		0
飲酒		0
自転車二人乗り		0
2人乗り以外の自転車等危険行為		0
迷惑行為		0
帰宅指導		0
その他		0
計		0

3 通報状況報告

(1) 件 数 23 (※八千代警察署への通報を含む)

(2) 主な内容 痴漢・不純異性交遊0 飲酒1 喫煙2 窃盗行為0 たむろ0 つけ火・火遊び0 暴行・傷害0 暴走行為0 慎学・怠業0 不法侵入0 その他(不審者等) 20

広報やちよ掲載内容

令和五年七月十五日号

身体みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんとの連から見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しておきましょう。

●不審者に出会ったときの対応は?

「いかのゆすし」を合ひ西葉に「いかなら・のらなし・おお声を出す・すぐに逃げる・しゃせる」を合ひ西葉に「危険から身を守る力を育てましょう」。

●お金に慣れてイハターネットを利用するために

インターネットの使い方が急速に変化しています。SNSなどの利用によるトラブル、歩きスマホ・ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。保護者の理解と見守りが、子どもを守ります。

●愛のひと声をーー

子どもの小さな聲を見守りやすく、気にならることは「どうした?」と優しく声を掛けましょう。もし行方は、その場で声があるのが一番です。

●ダメなものはダメー

刃物や薬の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。ダメなもののはダメーの言が、非行から救います。酒やタバコの音についての知識と判断力が不十分ですので、話し合う機会を持ち、譲り受けない強い心を育てましょう。

●夜間の外出は控えましょうー

千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後1時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。また、保護者の同伴なしに刃物や薬の者が午後1時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び禁酒の適正化等に関する法律及び当該千葉県施行条例により禁止されています。

■青少年相談をご利用ください。

青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談を受けています。前回のほか、必要な限りで関係機関との連携を図ります。①警察相談、②米所相談(要警説手帳)があり、受付時間は月曜~金曜日(祝日を除く)午前9時~午後4時、お問い合わせは、青少年センター／大和田(483-2842)、青少センターカンパニー(483-2842)。

令和五年十二月十五日号

身体みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんとの連から見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しておきましょう。

●不審者に出会ったときの対応は?「いかのゆすし」を合ひ西葉に「いかなら・のらなし・おお声を出す・すぐに逃げる・しゃせる」を合ひ西葉に「危険から身を守る力を育てましょう」。

お金に慣れてイハターネットを利用するために、SNSなどの利用によるトラブル、歩きスマホ・ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。保護者の理解と見守りが、子どもを守ります。

●ダメなものはダメー

刃物や薬の飲酒や喫煙の状態や課題が非行の第一歩です。ダメなものはダメーの言が、非行から救います。

●夜間の外出は控えましょうー

千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後1時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。また、保護者の同伴なしに刃物や薬の者が午後1時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び禁酒の適正化等に関する法律及び当該千葉県施行条例により禁止されています。

青少年相談をご利用ください。青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談をお受けします。助言や必要に応じて関係機関との連携を図ります。相談方法は、電話相談または来所相談(要警説手帳)。受付時間は月曜~金曜日(祝日を除く)午前9時~午後4時。問い合わせは、青少年センター／大和田(483-2842)、青少センターカンパニー(483-2842)。

令和六年二月十五日号

身体みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。安全に過ごせるように、地域の皆さんの連から見守りをお願いします。また、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。不審者に出会ったときの対応は?「いかのゆすし」を合ひ西葉に「いかなら・のらなし・おお声を出す・すぐに逃げる・しゃせる」を合ひ西葉に「危険から身を守る力を育てましょう」。

安全に慣れてイハターネットを利用するために、SNSなどのトラブルや歩きスマホ・ながら操作による事故などをからむるために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定を。愛のひと声を。子どもの小さな聲を見守りやすく、気にならることは「どうした?」と優しく声を掛けましょう。お問い合わせは、青少年センター／大和田(483-2842)。

ダメなものはダメーの言が、非行から救います。夜間の外出は控えましょう。千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後1時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。また、保護者の同伴なしに刃物や薬の者が午後1時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び禁酒の適正化等に関する法律及び当該千葉県施行条例により禁止されています。青少年相談をご利用ください。青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談をお受けします。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。相談方法は、電話相談または来所相談(要警説手帳)。受付時間は月曜~金曜日(祝日を除く)午前9時~午後4時。問い合わせは、青少年センター／大和田(483-2842)、青少センターカンパニー(483-2842)。

卷之三

卷之三

不審者に逃れてしまった

18歳未満の青少年がスマートフォンやタブレットを利用してゲームやSNSなどのサービスを利用することを法律で定めています。

午後も晴れたりましう。
ための行動をとりました。
午後は田舎へ出でました。
千葉県青り年健するまでは保育園に
4時までお出でになります。
午後は田舎へ出でました。
午後は田舎へ出でました。
午後は田舎へ出でました。

（★）は24時間対応

卷之三

QRコードから、身近で詳生した世界を
たぬきばらす解をかけましょう。
一ルで提出する簡単な投票用紙

・自走用ヨンバー・ギヤが入れられ
て重量をかけない。
すぐ来る面白たから重をかけない。
・不審者情報
・所見対象情報
・犯罪発生、所見の関連情報
・トヨタの開発情報
・車の修理情報

（アーヴィング）アーヴィングの「アーヴィング」、アーヴィングの「アーヴィング」。

八千代市青少年センター 八補連 No.89

発行 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会 TEL (483)2842・7300

全体研修会 (後期)

令和6年2月26日(月)
市民会館3階第3会議室において、八千代市青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会が行われました。

講師は、市内中学校の校長や青少年センター所長を経て、現在は補導委員やゆりのき台地区青少年健全育成連絡協議会会长をはじめ、青少年に関わる各方面で活躍の麻生秀樹氏です。

麻生氏には、以前にも講師をしていただいたことがあります。その時は、補導のあり方について、自分の足を使い、目を使い、心を使うことで相手に寄り添うことが大切との話を伺いました。



麻生氏

今回は「街頭補導」と「地域連携」というテーマで話をしていただきました。長年の経験に裏付けられた、幾つの事例に、なるほどと何度も頷かされました。

まず、「街頭補導」についてです。怠学や非行などでたむろしている子どもたちに声をかけるのも、なかなか難しいことです。こちらが硬い態度で出ると相手も硬い態度で反応し、ぶつかって信頼が壊れてしまいます。

必ず自分から自己紹介をして、反論せずに相手の話をよく聞き、包み込むように柔らかく受け止めることで、心を開かせていくことが大切とのことでした。愛のひと声運動の愛とは、相手の心を受けることという言葉が印象的でした。

とは言え、個人でできることには限りがあります。そこで大事になってくるのが「地域連携」です。麻生氏は、地元の交番を定期的に訪問し、名前を覚えてもらって警察の方と一緒に行動する具体的な取り組み(1・2・3・9運動)に繋げていったそうです。その取り組みとは歩行者が安全に横断歩道を渡ることができるよう、車の運転手に止まつてもらうという運動です。また、校長就任時には、学校に苦情の電話がかかってきた際には必ず現地に足を運び、その方と直接話することで信頼関係を築いていったそうです。

現在、6地区に分かれ、地区ごとに学校警察連絡委員会が開かれています。その中で行われている各団体の現状報告に加えて、各地区の特性を踏まえた上で新たな活動に繋げていくことが本来の目的ではないかと提言していました。

最後に落合会長から、色々な事件が起こりますが、今後も警察などの関係機関と連携を取り、解決していくたいとの話があり、研修会を終えました。



県大会

令和5年9月30日(土)四街道市文化センターにおいて、「第54回千葉県青少年補導(委)員大会」が開催されました。

永年に亘る補導活動に対する表彰式では、八千代市から6名の方が表彰されました。

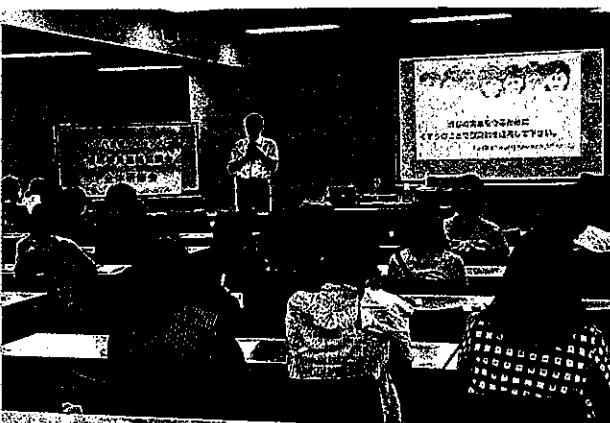
事例発表では、四街道市補導活動の特徴と現状が発表されました。補導委員は、小中高の教員やPTAの方、地域の方等がなさっているそうです。県下一斉合同パトロールには、市内の4つの高校と教員(補導委員)が参加されているそうです。補導活動に参加した高校生のお話もスクリーンに映し出されました。愛唱歌「愛の一聲」を紹介されました。

記念講演は、演題「千葉ジェッツ×千葉県青少年補導(委)員」ということで、元プロバスケットボール選手の佐藤博紀氏による講話でした。佐藤氏は、四街道市出身で、日本プロバスケットリーグ千葉ジェッツに入団、初代キャプテンに就任し、4シーズンキャプテンを務めました。現役引退後は、千葉ジェッツふなばしアンバサダーに就任し、現在は取締役パートナー本部長として、営業、営業企画、営業管理、渉外、アカデミー(バスケットボール、チア)の統括責任者として従事しております。千葉県をバスケットボール王国にするという長期ビジョンのもと、バスケットボールの普及や地域貢献に取り組まれています。

講演後、大会決議の提案が承認され、次期開催市である茂原市青少年補導員連絡協議会会長の言葉で閉会となりました。



全体研修会(前期)



令和5年7月14日(金)、八千代市民会館3階第3会議室において、八千代市青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会(前期)が行われました。

講師に株式会社エイムオリーブ薬局グループ代表取締役の小川敦氏をお招きし、「薬物乱用防止」についてお話を頂きました。薬物というと、大麻や覚せい剤を想像しますが、普通に薬局で売られている薬でも、間違った使い方すると「薬物乱用」になり、危険を伴うケースがあるそうです。例えば、風邪薬には麻薬に類似した成分を含むものがあるそうです。痛み止めは飲みすぎると副作用を起こすことがあります。

便秘薬は多用すると効かなくなることがあるそうです。お茶やジュースでの服用は、薬の効き目を損なう場合があるので、必ず用法用量を守り、水またはぬるま湯で飲むことが大切のことです。そして、薬を服用するときは、重複投薬や飲み合わせの危険もあるので、必ずお薬手帳を持参して薬剤師の方に見ていただくことが重要だとおっしゃっていました。お薬手帳は、日本の薬剤師が作ったシステムだそうです。

近年、10代の若年者によるオーバードーズ(過剰摂取)が増えている、学校での予防教育にも力を入れているとのことでした。過剰な服用はとても危険で、重篤な意識障害や呼吸不全を引き起こすことや重い依存症に陥ること、後遺症が残るケースもあるそうです。

また、病院へ行く前に薬剤師に相談すれば、どのような病院に行けば良いかなどを教えてくれるので、もっと薬剤師を活用してほしいとのお話をしました。

活動を振り返って

各地区の経験

補導委員になって20数年、学校が落ち着かない頃でした。子どもが路上で喫煙していても声もかけられませんでした。今はパトロールしていくと、外で遊んでいる子どもたちを見かけることが少なくなりましたが、「危険な場所はないかい」と視点を変えてパトロールできるようになったような気がします。これからも、子どもたちが安心して安全な場所で遊べるように見守りたいと思います。

ゆりのき台地区 花井 ヤス子

補導委員は、平成16年に参加させていただきました。当時は、車で地域パトロールをすると、公園等には、子どもたちが楽しく遊ぶ姿が見られましたか、最近はパトロールをしても、子どもの姿を捜すのが大変です。インターネットやスマートフォンを利用して、友達と会話やゲームをする時代に変化している様な気がします。

子どもたちは、国の宝です。私たち大人が「愛のひと声」で温かく見守らなければなりません。これからも積極的に補導活動に努めてまいります。

阿蘇地区 安藤 由美子

私が補導委員を受けたのは、39年前です。子どもが小学1年生になった際に、子どもたちが安全に過ごせれば、地域に貢献出来ればと思い参加しました。市教研の日の見回りやゲームセンター等での声掛け、夜7時からの合同パトロールを仕事の合間を見て頑張ってきました。その頃を振り返ると市川市でとても風の強い日に、着物姿で表彰を受けたことを思い出します。その後、平成24年に一度補導委員を退任しましたが、しばらくして、今は生き青田さんから、夜にパトロールをする人がいないから、警察指導員もお願ひしたいとお声かけいただき、再び参加して8年が過ぎようとしています。

コロナで3年は活動できない日々がありました。現在は「相手に聞こえるように、元気な大きな声で、笑顔で明るく」を心がけて、子どもたちへの積極的な声掛けを行っています。皆様も日頃から家族の中で、何気ない挨拶から試してみてください。

高津地区 若林 浩美

私が青少年補導委員を始めた時には、非行に関わるような少年少女も結構おりました。煙草は手に入れられ、公園で吸っている姿を見つけることも多くありました。深夜徘徊もあり、夜11時頃まで車でパトロールすることもありました。よく話をしていた子どもたちも、今は、仕事に家庭に頑張っています。

いつでも、どんな子どもたちにも声をかけています。元気で遊ぶ姿が多く見られる、明るく温かい地区にしていくように、心がけていきたい。

勝田台地区 落合 啓子

補導委員活動4期目になりました。足・腰・口は元気なので活動は苦労。私の地区は、1班が4人、2班が3人。合をつけて休まず参加しますが、無の手術を行い、歩くことが大変です。令和5年度にははじめ126人の補導員と今後は補導委員活動をPRしていくければ良いと感じております。

八千

平成18年4月から補導委員になり、員さんと親戚の方に声をかけていました。

学校の役員は色々と引き受けた活動は初めてでした。不安はありませんかく、優しくて安心しました。行事等動して、子どもたちを見守っている。この人柄の良さと気風が受け継がれがあったことで、気が付けば18年私自身、活動を通して改めて、村上に来ました。この先も、子どもたちや地元でどうぞ。微力ながら、経験を生かし

補導委員になり、早20数年が過ぎ。最初は声掛けをすることが難しかったふれあいを通して、子どもたちでも助けになればと思って活動して私もたくさんの補導委員の仲間が祭り・中学校の総体などのパトロールなど、子どもたちの成長を見ることができますに参加していきたいと思っています。

豊かな補導委員さんにお話を伺いました。

せついだりで、おまかせください。お手伝いの方は3人です。ハローワークの方もいらっしゃります。ある補導委員は「足りて腰っていました。」とおっしゃっていました。おまかせくださいと言がおりましたから、先のことを考え、委員として協力できる人を増やしました。

西北地区 加田

これ18年になります。前任の代議「はい」と言ったのが事の始まりで

したが、学校以外のボランティア活動も区委員の方々の人柄がとても温厚で、積極的に参加し、楽しい雰囲気で活動強になりました。

いること、先輩の方々の親切な指導いたという気がします。

や他の地区の様子を知ることが出でたり巻く環境は、変わって行くことって行きたいと思います。

村上地区 太田

すが、声掛け・見守り・地域の人々をして通学し生活できるよう、少し

した。研修会・列車補導・地域のお加させていただき、新しい発見とこれからも歩みを止めず、活動

和田地区 田村

補導委員になり、初めは何もわからず先輩の後について歩いていました。今では地域の子は地域で守るという事で、学校帰りの子どもたち、そして公園、繁華街などを見て回っています。

補導委員になった頃は、八千代に1台しかないというゲーム機に順番待ちで遠くから人が集まって来していました。今は八千代台にはゲームセンターは1軒もありません。また、自転車に二人乗りして千葉市花見川区から八千代台駅近くまでスピードを出して遊びに来ている子どもや、公園では遊具で遊ぶことなく、集まってゲームをしている子どもたちがいました。

今はその頃とは違って、遊び方や自転車の乗り方などが随分変わっています。元気に公園の遊具やボールを使ってサッカーなどをして遊んでいます。時折、ボールが道路に出てしまい、車に気付かず公園の外に飛び出すなど、危険な場面を目にすることがあります。事故やケガなどが無いように見守りながら、補導委員のみんなでパトロールしています。

八千代台東南地区 石崎 千鶴子

補導委員として活動を始めて20年になります。始めた当初は息子も娘も小学生だったので、子連れで地区補導をしていたことを思い出します。子育て中は、行事に参加するのも大変でしたが、研修会での様々な講演内容はとても勉強になりました。広報部にも長く在籍していますが、とても楽しく活動させていただいております。

現在は学校からの情報も届かず、子どもたちの遊びや流行などにも疎くなってしまったので、現役世代の方に是非とも補導委員をやっていただきたいと願っています。

米本地区 猪砂 香利子

睦地区の補導委員を引き受け、15年程たちました。先輩の補導委員の方々に教わり、様々な活動に参加させていただきました。

睦地区は農村のため学区が広いので、子どもたちを取り巻く課題もあります。しかし地域の方々の日常的な見守り、学校の徹底した安全指導、ご家庭の協力等で、子どもたちが安全に楽しく生活している事を、補導活動を通して実感しております。

今後も子どもたちの安全と健やかな成長を願つて、微力ですが、活動を続けていきたいと思います。

睦地区 稲田 沙子

列車 補導

令和5年10月24日(火)から10月26日(木)にかけて、前年と同じように、列車乗車ではなく駅と周辺のパトロールを行いました。

京成大和田駅では、青少年センター職員の参加もあり、補導委員7名と線路を挟み二手に分かれ、主に駅周辺に放置自転車や迷惑駐輪などはないか、また駐輪場の方に、子どもたちのことや気付いたことや問題はないかななどを聞きましたが、特に問題はないとのことでした。京成大和田駅の乗降者数は、パトロールの時間帯はそれほど多くありませんでした。踏切や駅周辺の狭い道路の並列の自転車走行が気になっていましたが、前年のパトロールの時よりも守られていると思いました。

10月26日(木)、高津地区3名で八千代緑が丘駅周辺をパトロールしました。改札内で乗降客の様子を見てきました。エスカレーターを慌てて駆け上がり駆け込み乗車をする女子高校生や、スマートを見ながら歩きつづく女性を見て、危ないなと思いました。改札内のコンビニで、慣れた様子で現金ではなくプリペイドカードでお菓子を買う、私立小学校の制服の女の子に世相を感じました。時間帯によって客層が違うのがよくわかりました。トイレと掲示物も見てきました。声かけをする必要はありませんでしたが、腕章を付けて子どもたちの様子を見守るというのも良いかもしれません。

県下一斉合同 パトロール

令和5年7月28日(金)16時頃、千葉県内19市の補導(委)員が一斉に行う「県下一斉合同パトロール」を実施しました。八千代市補導委員は、八千代緑が丘駅と村上駅周辺の商業施設を中心に、普段の補導委員の活動を知つてもらおうと、チーバ君のイラスト入りうちわを配り、親子連れや小中高校生などに声掛けをしました。八千代警察署の生活安全課署員、店舗の保安係、青少年センター職員の方々と一緒に活動しました。



警察署

令和5年9月から10月にかけて、八千代市の各地区で、小中義務教育学校、高等学校、特別支援学校、八千代警察署、青少年センターの各担当者と補導委員の代表者数名による地区学校警察連絡委員会が行われました。

10月6日(金)に行われた村上地区の会議では、小学校からは登下校時や遊びの中でのマナー、中学校からは外国籍の生徒や不登校生への対応、高等学校からはSNSや自転車通学時のマナーが主な課題となっているとの話がありました。八千代警察署からは、SNS事案と自転車盗難件数が多いとの報告がありました。

警察署

令和6年1月30日(火)新木戸小学校において、令和5年度船橋八千代隣接地域補導関係者連絡会が行われました。3つのグループに分かれ情報交換を行った後、イオンモール八千代緑が丘店内をパトロールしました。警備隊長の方から、大型商業施設でのパトロールのポイントを伺いましたので、参考にしてください。

- ①ゲームに夢中になっている子が置き引きや盗撮の被害に遭いやすい。
- ②財布を置いたまま両替に行く子がいる。
- ③女子中高生が集まる場所や売り場には不審者が近づきやすい。
- ④自転車の盗難(特に高額の物)や部品取りが多発している。
- ⑤駐輪場では必ず力ギをかける。

青少年センター

令和6年2月19日(月)、船橋市青少年センターにて、船橋市、市川市、浦安市、習志野市、八千代市の5市によるブロック補導(委)員研修会が行われました。始めに、東京経営短期大学特任准教授の上條理恵先生の講演「子どもを犯罪被害から守るために～補導委員ができること～」がありました。体験談を交えた話で楽しくとても勉強になりました。その後、各市との情報交換が行われ閉会となりました。

阿蘇地区代議員 荒井 淑恵

編集 後記

広報部に入って2年目の編集後記。まだまだ先輩方に頼りっぱなしですが、どう書いたら伝わるのか、わかりやすく楽しく読んでもらうにはどの並びが良いのかなど、文面を何度も読み、校正しながら、広報誌は出来上がります。

「みんなの読んでいる顔を思い浮かべ」なんて書いてみようと思ってみたものの、出来上がりを一番楽しみにしているのは私たち広報部員なのだろうと思いながら、次回号の構想をしています。

阿蘇地区 大野 友美

自転車での交通違反に罰金!?

警察庁は、2年後を目安に16歳以上の自転車での交通違反に、
没収金を課す取り締まりを導入する方針を固めました。学警連で
高校生の自転車通学時のマナー違反が多く報告されています。パト
ロール中に違反行為を目撃した場合は、声掛けをお願いします。

罰金の対象例

(5千円から1万2千円予定)

*右側通行はダメ!

車道の左側を通行
しないければいけません

*徐行せず歩道を通行してはダメ!

原則自転車の通行を
許可している
歩道以外は通行禁止です。
(13歳未満と70歳以上、
危険な場合など例外あり)

*一時停止違反はダメ!

「止まれ」の標識や道路に
「止まれ」の表示がある場合は
従わなければいけません

*傘をさしながらの運転はダメ!

*携帯電話を使用しながらの運転はダメ!

*イヤホンやヘッドホンを使用しながらの運転はダメ!

*並進通行はダメ!

*飲酒運転はダメ!

*夜間の無灯火はダメ!

*信号無視はダメ!

*ブレーキ不良はダメ! *遮断踏切への立ち入りはダメ!

自転車に乗るときは
ヘルメットをかぶるう

自転車の盗難に注意!

スーパーなどにある「駐輪ロック」のカチャッという音はカギではありません。
誰でも簡単に取り外せるので、必ずカギをかけましょう!